

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第 卷三十二第

行發日一月八年五十五大

論叢

伊太利に於ける農業社會化運動

教授 法學博士

河田 嗣郎

地方家屋稅の當否

教授 法學博士

神戸 正雄

生産の概念

九州帝國大學
教授 文學博士

高田 保馬

動物界の鬭爭

教授 理學士

川村多實二

時論

軍備縮小會議に就いて

教授 法學博士

末廣 重雄

說苑

羽州庄内農民愁訴騒動

教授 經濟學士

黒正 巖

足袋の製造工程

法學士

本多 芳郎

琉球の史的回顧

教授 法學博士

山本美越乃

雜錄

我國古代の財政と佛教

教授 經濟學博士

木庄榮治郎

間接消費稅の累進稅率

助教授 法學士

汐見 三郎

クナツプ教授逝く

經濟學士

菊田 太郎

法論

勞働爭議調停法・勞働爭議調停法施行令・工場法施行令中改正・工場法施行規則中改正・商事調停法・土地貨賃價格調査法

時

論

軍備縮小會議に就て

末 廣 重 雄

際限なく増加せる軍事費の爲めに、我國の財政は世界戦争前より年を追ふて膨脹し、戦後に於ても底止するところを知らざる有様であつた。米國の一九一六年の海軍計畫に對する八八艦隊計畫遂行の爲め、大正九年度に於て我が國費の四二%を占めた軍事費は、翌大正十年度には上つて四八%となつた。同年末華府會議が開かれなかつたならば、我國の海軍費は一層増加して、今年頭には軍事費は國費の五〇%を超過する筈であつた。若し夫れ時の如く、海軍は八八艦隊計畫陸軍は二十五箇師團計畫の遂行に着手することにでもなつてゐたならば、我國の財政的破綻は到底免かるゝことが出来なかつたであらう。華府會議は我國にとりて實に救の神であつたのである。

華府會議の結果として、八八艦隊計畫は中止となり、我國海軍の大縮小が行はれた。之を時を同ふして、陸軍にも斧鉞が加へられたから、大正十年度に於ける軍事費七億六千萬圓は大正十五年度には減じて四億四千萬圓となり、五年前に國費の四八%に達した軍事費は、減じて其の三一%となつた。此の軍事費の大節約を見て、華府會議前大に軍備縮小の必要を鼓吹した私は、國家民人の爲めに慶賀の情禁する能はざるものがあるが、最近又もや補助艦建造計畫の必要が海軍當局によりて主張せられ、近き將來に於て軍事費の増加を避け難い形勢が現はれるやうになつたことは遺憾千萬である。

惟ふに、華府會議の結果として行はれた海軍縮小には大なる缺陷があつた。主力艦に關しては、十箇年間の海軍休日を設け、其の建造を中止したけれども、補助艦に關しては、排水量一萬噸を越ゆることを得ず、搭載大砲は口径八吋以下であらねばならぬといふ制限があるのみで、巡洋艦も、潜水艦も、共に、其の總噸數の制限に關して協定が成り立たなかつた。航空機に關しても、制限を加ふることは今日のところ不可能であるといふことになつたから、華府會議の結果は、それ以前に猛烈に行はれた主力艦建造の競争を、たゞ、補助艦や航空機の建造競争に移すに過ぎぬことゝなつた。是れは恰も、飲酒が健康に害があるとの醫師の忠告に従ひ、日本酒の飲用を止めながらウイスキーを以て之に代ゆるやうなものである。いふまでもなく、英米に於ける海

軍擴張は自ら我國の海軍當局を刺激して、新造艦計畫の必要を説かしむるのであらう。けれども、富強なる英米兩國を相手として、海軍擴張の競争を繰返すことゝなつては、我國の財政は再び軍事費の壓迫の下に苦しみて、華府會議の産物たる海軍縮小、軍事費節減は全く糖喜びに過ぎぬことゝなるであらう。

海軍擴張再流行の虞あるが故に、我國財政の前途頗る懸念すべき状態に在るところへ、國際聯盟成立以來問題となつてゐた軍備縮小會議開催の福音が傳へらるゝことは、誠に喜ばしいことである。我々日本國民は、我國の財政延て各自の幸福に甚大なる關係を有する此の會議に就いて充分なる理解を有たねばならぬ。私が本文を草して、同會議に就いて説明せんとするは之が爲めに外ならぬ。

二

軍備縮小問題は、世界戦争後に至り重大意義を帯ぶるやうになつたけれども、實は餘程久しき以前より論議せられ、世人の注意を惹いたことが少くないのである。第十九世紀に於ては、維納會議直後、露西亞皇帝アレキサンダー一世が、歐洲一般に亘る軍備縮小の希望を抱いて、英國埃地利普魯西諸國政府の賛同を求めたことがあり、佛蘭西皇帝ナポレオン三世も亦、帝が多年抱懐せる歐洲の平和實現の爲めに、一八六三年の頃、歐洲會議を開催して軍備縮小問題を審議せんと

したけれども、何れも間もなく立消へとなつた。第十九世紀末に至りては第一回萬國平和會議、今世紀始めには第二回萬國平和會議の開催があつて、際限なく増加せる軍備の制限を企てなければ、是亦失敗に終つた。けれども、軍備縮小に對する人類の努力は決して全く水泡に歸した譯でなく、最近軍備縮小の行はれた場合が若干ある。此等の軍備縮小は、或は亞米利加の一部分に於て、或は世界の數國間に於て行はれ、何れも世界的ではないが、其一は我國に直接關係のあるもので、實際上世界的であるといふも不當でなく、又他の一は圖らずも我國が之と間接の關係を有するものであるから、現下の問題たる世界的軍備縮小を説くに先ち、一應此等に就いて述べる。

第一の場合、一九〇二年五月二十八日の條約により、南米のチリーとアルゼンチンとの間に約した海軍縮小である。此の條約により、兩國は

(一) 條約締結當時注文建造中の軍艦を受取り又は新に軍艦を取得せぬこと、且兩國は條約の批准交換の時より一箇年内に、兩國海軍の間に合理的なる勢力の均衡を設くる協約に基き海軍縮小を行ふこと。

(二) 二十八箇月前に相手國に通告せずして、向ふ五箇年間海軍を擴張せぬこと。

を約し、此の條約に基き翌一九〇三年の議定書により、兩國は當時注文建造中の軍艦を賣却することとなつた。我國が日露衝突の場合に備へんが爲め、海軍力の不足を補ふべく、日露戰爭直前

に買入れた日進春日の二艦は、實に右の條約に従ふて處分せられたチリーの軍艦であつた。

右の條約により、兩國は海軍縮小を五箇年間約したが、隣國ブラジルが軍備を擴張して兩國の安全を脅したから、兩國は條約滿期後之を更新しなかつた。

第二の場合は、ヴェルサイユ講和條約を始め、サンゼルマン、トリアノン、ヌイー三講和條約により、聯合國が獨逸、埃地利、洪牙利、勃牙利四國に命じた軍備縮小である。此等の講和條約によりて行はれた軍備縮小の如何に大規模であるかは、讀者諸君の諒知せらるゝところであらうから、茲に述べない。たゞ一言附け加へて置きたいことは、ヴェルサイユ講和條約第五編陸軍海軍及航空條項の前文に、

各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲、獨逸國は左に掲ぐる陸軍海軍及航空條項を嚴に遵守することを約す。

とあり、サンゼルマン條約第五編、トリアノン條約第五編、ヌイー條約第四編にも、それと同一文の前文があるから、聯合國が獨逸等四國に命じた軍備縮小は、當時の聯合國即ち現在の聯盟國の主なる部分延て一般聯盟國の軍備縮小の前提たる意義を有するといふことである。日本、英國、佛蘭西、伊太利四國を始め當時の聯合諸國は、獨逸等四國に對して、軍備縮小を斷行する道徳上の責任を有すると云はねばならぬ。

第三の場合は、華府會議の結果たる日本、英國、米國、佛蘭西、伊太利五國の海軍縮小である。此の海軍縮小は單に右の五國に於て行はれたものに過ぎぬとは云へ、世界の總ての大海軍國に於て行はれたものであるから、世界的海軍縮小であると云はれぬことはない。實に劃期的の出來事である。

第四の場合は、中米五國の軍備縮小である。一九二二年十二月四日より翌一九二三年二月七日まで華府に於て開いた中米會議の結果として、グアテマラ、サルヅアドル、ホンデユラス、ニカラガ、コスタリカの五國は、一九二三年二月七日軍備制限條約を結び、五國の人口、國土の廣狹、國境線の長短、其他重要な軍事上の要素を考量して、五箇年間五國の陸軍を左の如く制限した。

グアテマラ	五、二〇〇 _人	サルヅアドル	四、二〇〇 _人
ホンデユラス	二、五〇〇	ニカラガ	二、五〇〇
コスタリカ	二、〇〇〇		

其他軍用航空機は十隻以下とし、軍艦を有することを禁止し、窒息的有毒若は類似の瓦斯液體物質又は考案を戰爭に使用することは、人道の原則及國際法に違反するから、此等を戰時に使用せ

ざることを約した。

以上は今世紀初頭以來今日に至るまで、國際聯盟成立前又は成立後に於て、國際聯盟に關係なく行はれた軍備縮小の概要である。然るところ、一九二〇年來國際聯盟内に於て、世界的軍備縮小を實行し、國際聯盟の大使命を遂ぐべく多大の努力を爲しつゝあつたが、近き將來に於て軍備縮小會議を開くべく、目下其の準備中であるから、進んで世界的軍備縮小問題の經緯を説て、來るべき軍備縮小會議に論及するであらう。(註二)

(註一) 過去一世紀の間に或る地方又は水面に於ける軍備の制限又は撤廢が行はれた場合が若干ある。其の主なる場合を左に掲げる。

第一の場合は一八一七年のラツシ・ボゴット協約によりて行はれた海軍縮小である。該協約により英國及び米國は加拿大と米國との間に在る大湖に浮ぶる軍艦は各百噸以内搭載する大砲は十八ポンドのもの一門に限るとし此種の軍艦一隻をオンタリオ湖に二隻を上流の三湖に合計三隻を大湖に浮べ得ることを約した。

第二の場合は一八五六年三月三十日の巴里條約によりて規定せられた黒海の中立である。該條約により露西亞及土耳其は黒海の沿岸に於て陸海軍工場を造營せざるべく海上警備の目的を有する左の輕艦を除くの外一切軍艦を浮べざることを約した。該條約に附屬する同月同日調印の露土間の黒海に於ける海軍力制限條約によれば締約國は黒海に於て

(イ) 蒸汽船にして各長さ五十米突噸數八百噸以下のもの六隻

(ロ) 蒸汽船又は帆船にして各噸數二百噸を越えざるもの四隻

を有することを留保した。

第三の場合にはヴェルサイユ議和條約第四十二條及び第四十三條によりライン河の左岸又は同河の東方五十吉米に引きたる線の西方に在る同河右岸を以て武装解除地帯とした。

三

第十九世紀末に於ける歐洲諸國の關係は甚だ險惡であつた。一八七〇年戰爭に敗れ會稽の恥を雪がんことを期した佛蘭西と、返り討ちにして呉れんと用意をさく意りなかつた獨逸との關係は云はずもがなであるが、其他英國と露西亞は極東中亞近東問題で鬭争を重ね、露西亞と埃洪國はバルカン方面で屢次衝突し、埃洪國と伊太利は復領問題やアドリア海問題で絶えず軋轢し、英國と佛蘭西は植民地問題で傳統的に利害相容れざるものがあつた。斯くして歐洲は間斷なく戰爭の脅威に襲はれたから、各國は之に備ふる爲め、或は軍備を擴張し、或は同盟や協約を結び、勢力均衡によりて纔かに平和を維持することを得たけれども、此の平和は武裝的平和と呼ばれ、極めて高き代價を支拂はねばならぬものであつた。歐洲延て世界各國の軍事費激増し、各國民の有形的無形的幸福の増進を阻害すること實に甚しかつたから、軍備の縮小、少くとも之を制限して、塗炭の苦みより各國民を救ひ出すべく、露西亞政府の提唱により、一八九九年五月第一回萬國平和會議が海牙に於て開かれた。次で一九〇七年六月第二回萬國平和會議が同地に開かれた。けれども、不幸にして、兩會議とも軍備縮小問題に關しては何の爲すところもなく、其後各國間に於ける軍備の競争は依然として底止するところを知らぬ有様であり、殊に英國と獨逸の間に於て激甚であつた。戰爭によりて一方が競争者たる他の一方を倒し、軍艦建造の狂的競争を廢絶せざる

限り、財政的破綻は兩國の避くべからざる運命となつた。英國が世界戦争の渦中に投じた理由の一は此に在ると云はねばならぬ。

斯様な次第であるから、世界戦争中、戦後に於ける軍備の大縮小を望む聲が聯合國間に高まつた。米國のウイルソンも、英國のロイド・ジョージも、軍備縮小の必要を高調した。殊に前者の如きは、一九一八年一月に發表した講和の基礎條件十四箇條の一に、國內の安寧を維持するに足る最低限度まで各國の軍備を縮小することを約すべきことを掲げて、巴里講和會議を指導したから、國際聯盟規約(以下簡單に規約と稱す)第八條第一項により、聯盟國は、平和維持の爲めには、其の軍備を國の安全及國際義務を協同動作を以てする強制に支障なき最低限度迄縮小する必要あることを、を承認した。

一九二〇年一月國際聯盟成立して後間もなく、聯盟理事會は、規約第九條により、右記第八條の規定の實行並陸海及空軍問題全般に關し聯盟理事會に意見を具申すべき軍事専門家より成る常設諮問委員會を設けたが、同年九月第一回聯盟總會に於て、軍事財政經濟諸方面の専門家より成る臨時混合委員會を設けて、規約第八條第二項に規定する軍備縮小に關する案を作成せしめた。然るどころ、聯盟國は、規約第十條により、聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し且外部の侵略に對して之を擁護すること、並に第十六條により、紛争の平和的解決に關する規約第

十二條第十三條又は第十五條に依る約束を無視して、濫りに戰爭に訴ふる國に對し經濟的軍事的制裁を加ふべきこと、を約するけれども、現行規約の下に於ては、侵略國に對する聯盟國の有力なる制裁、被侵略國に對する確實且迅速なる援助の行はるゝことを期待し難い。従て、臨時混合委員會に於て、一般的——即世界的——軍備縮小には、聯盟國間に侵略に對する相互援助の約束が伴はねばならぬといふ意見が行はれて、一九二二年九月此の趣旨の決議があつた。次で同年同月第三回聯盟總會に於て、大體右の決議に基く決議第十四項が成立した。其の要領は左の如くである。

(一) 軍備縮小を實行せんとする計畫は、一般的にあらざる限り成功を期し難い。

(二) 世界の現状の下に於ては、多くの政府は白國の安全に關する満足なる保障を交換的に得ない限り、重大なる軍備縮小の責任を受諾することが出来ないであらう。

(三) 斯かる保障は、總ての國が加盟し、そして其中の一國が攻撃せらるゝ場合に、豫め協定せられたる計畫に基きて、被攻撃國に有效且迅速なる援助を與ふべき旨を約する防禦協約に之を求むることが出来る。但被攻撃國に對して右の援助を與ふる義務は、原則として地球の同一地方に存在する諸國に於て之を負擔すべきことを條件とする。

(四) 一般的軍備縮小は以上三項の目的とするところであり、相互保障條約は此の目的を達成す

る手段であるから、豫め軍備縮小に同意することは該條約の第一の條件である。

軍備縮小は、之を一般的條約によりて行ふことが最も望ましいけれども、或は又總ての國の加盟を許容する局部的條約によりても行ふことが出来る。

第三回聯盟總會は、右決議の原則を體現する條約案の起草を臨時混合委員會に要望した。該委員會は謂はゆる相互援助條約案を作成して、之を一九二三年九月第四回聯盟總會に提出した。此の條約案はセシル案とレカン案即ち謂はゆる一般的條約案と部分的條約案との折衷より成るものであつて、其の主要なる點を擧ぐれば、

(一) 締約國中の一國若くは數國が敵對行動を開始する場合には、聯盟事務總長が通告を受けたる日より起算して四日を越わざる期間内に、聯盟理事會は、締約國の何れが被侵略國であるか、又本條約に規定する援助を請求し得るや否やを決定し、被侵略國が軍備縮小に關する本條約の規定を遵守するものであるときは、締約國は聯盟理事會が最も有效なりと認むる方法に於て援助を提供する。但作戦行動の開始せらるゝ大陸以外の大陸に在る締約國は、軍事上の行動に協力を求めらるゝことはない。

(二) 右の一般的援助を有效ならしむる爲め、締約國は其の二國又は數國の間に、専ら相互防禦を目的とする本條約の補助的條約を締結し、侵略ある場合に、相互に如何なる援助を與ふべきやを

豫め規定することを得る。

(三) 締約國は一般的條約又は補助的條約によりて與へらるゝ保障の程度に比例すると思考する軍備縮小を聯盟理事會に通告し、聯盟理事會は此の通告を參考として軍備縮小案を作成すべく、締約國が此の縮小案を承認したるときは、承認の日より二箇年以内に之を實施する。

此の條約案に對しては最初より異論があつたから、國際聯盟は、之を聯盟國たるか否かを問はず、各國政府に送附して其の意見を求めた。佛蘭西政府は或る程度の修正を加へて、之を承諾するの意向を示したが、英國、獨逸、ソヴェト社會主義共和國聯邦(以下便宜上一般の用例により露西亞と稱す)政府の如きは、其の缺陷を指摘して之に反對した。左に、代表的に、一九二四年三月十二日付露西亞政府の回答の一節を引用しやう。

敵對行動ある場合に於て、四日以内に、聯盟理事會が、交戰國の何れが侵略國であるかを決定し、然る後締約國は總て此の決定に服従して、侵略國と認められた國に對する戰爭に参加せねばならぬとするけれども、ソヴェト政府は、國の一集團に國際的獨裁者に等しき大なる權力を與ふる案には、斷乎として反對せざるを得ない。……………

世界の現狀の下に於ては、戰爭の多くの場合に、交戰國の何れが侵略國であるかを決定し難い。外國領土への侵入とか、戰爭の大なる準備を爲すとかは、其の有力なる標準となし難い。

普通一般に、戦争は交戦國相互間に種々なる侵略的行動ありて後始まるを例とする。例へば、一九〇四年日本の水雷艇が旅順の露西亞艦隊を攻撃したときに、軍事上より觀れば、明に日本側に侵略があると云ひ得るけれども、政治上より觀れば、日本に對する露西亞政府の侵略的政策が惹起した行動であつて、日本は、自國に對する危険を避くるが爲めに、先づ第一撃を露西亞に加へたに過ぎぬ。然しながら、日本も純然たる犠牲者であるとは云へぬ。何となれば、日露の衝突は、露西亞政府の侵略的行動に因るのみならず、韓國及支那に對する日本政府の征服的政策に由來するところがあるからである。故に、ソヴィエト政府は、戦争の各場合に就て侵略を決定することを主義として採用するは、絶対に不可能であると思惟する。……………

一九二四年九月第五回聯盟總會の劈頭に於て、英國首相マクドナルドは「過去に於ける多くの條約により軍事的保障は缺乏しなかつたけれども、人類が未だ曾て見出すことが出来なかつたものは、安全といふことである。世界の歴史は戦争し又は其の準備に熱中せる國のあつたことを吾人に示すのみである。國の安全を保障するには力のみでは充分でないから、之を仲裁裁判に求めねばならぬ」といふことを力説し、佛蘭西首相エリオは英國首相の提言に賛成しつゝ、相互援助條約案を支持した(註三)。聯盟總會は、佛蘭西首相の云ふ如く仲裁々判、安全、軍備縮小の三者は離るべからざる關係を有することを認め、之を基礎として謂はゆるゼネヴァ議定書を作成した。

(註二) 一九二四年九月五日聯盟總會席上に於ける佛蘭西首相エリオの演説の一節を左に掲げる。

仲裁裁判は必要であるけれども是のみにては未だ充分といふことを得ない。佛蘭西にとりては仲裁裁判安全軍備縮小の三者は離るべからざる關係を有する。然るところ戦争は古往今來總ての國民にとりて現實なる兇暴であつて平和が是非とも現實のものとならねばならないのであるが仲裁裁判が善意の國民に對して一の陷穽となるやうなことがあつてはならぬ。

善を以て國際關係を支配する準則と爲さんと欲するすれば奸計と暴力とを排斥し忠誠殊に小國の忠誠を保護することを必要とする。蓋し大國は自己を防禦することが出来るけれども小國は之を爲し得ないからである。マクドナルドは仲裁裁判は感情の加はらざる正義であると云ふた。其通りであるが力なき正義であつてはならぬ。力を不正の殘留なる掌中に垂れてはならぬ。

パスカルは云ふた。「力なき正義は無力である。正義なき力は兇暴である」。力なき正義も正義なき力も共に不可である。力と正義とを常に同一の場處に置き正しき者を強く強き者を正しくあらしめねばならぬ。正義と力とを同一場處に置くことは吾人が實現せねばならぬ最高理想である。

仲裁裁判と安全と軍備縮小とは諸君が建設せねばならぬ平和の殿堂の三大柱石である。殿堂が高く蒼空に聳ゆる爲めには其の基礎が磐石の如く堅固であることを必要とするのである。

四

「仲裁裁判、安全、軍備縮小」換言すれば、一切の紛争を平和的方法によりて解決するを義務とするに、並に此約を無視して戦争に訴ふる國に對して制裁を加へ、被侵略國には援助を與ふるに、軍備縮小とは離るべからざる關係を有することは、佛蘭西首相の主張を俟つまでもなく、不完全ながら、既に規約の基礎となつてゐるから、國際平和を確立する爲めには之を補充完

成すれば足るのである。ゼネヴァ議定書は實に此の目的を以て生れた。

規約第十二條に「聯盟國は聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生するときは當該事件を仲裁裁判若くは司法的解決又は聯盟理事會の審査に附すべく且仲裁裁判官の判決若くは司法裁判の判決又は聯盟理事會の報告後三月を経過する迄如何なる場合に於ても戦争に訴へざることを約す」と規定されてあるが、仲裁裁判若くは司法的解決に付したる場合には判決に服する聯盟國に對し、聯盟理事會の審査に付したる場合には（聯盟理事會は紛争を聯盟總會に移すことを得。聯盟理事會の行動及び權限に關する規約第十二條及び第十五條の規定は聯盟總會に移したる事件に關し、總て之を聯盟總會の行動及び權限に適用する。）、其の作成公表する報告書が紛争當事國代表者を除き、他の聯盟理事會員全部の同意を得たるものであるときは、聯盟國は報告書中の通告に應ずる紛争當事國に對し、戦争に訴ふることを得ないけれども、其れ以外の場合に於ては、判決又は報告書公表後三月を経過すれば紛争當事國は開戦の自由を有し、此れ以上に戦争を防遏することは不可能である。所詮、規約は世界の平和の周圍に保護の障壁を設けたけれども、戦争の入口を全然閉鎖する程完全なる障壁を設けることが出来なかつた。規約は戦争の發生する場合を減少したけれども、全然之を絶滅する迄には至らなかつたのである。此のことに就いては私に少しく意見があるから、他の機會に述べたいと思ふ。

然るところ議定書は規約の缺陷を補足して、國內管轄に屬する事項より生ずる紛争を始め、議定書第四條第五號及び第七號に規定するもの並に現行條約の改正を目的とし或は又締約國の領土保全を毀損せんとするが爲めに生ずる紛争を除き、一般的に紛争は、之を議定書に規定する方法によりて平和的に解決することを義務とすることとし、侵略行爲に抵抗する場合又は規約及び議定書の規定に従ひ、聯盟理事會又は聯盟總會の同意を得て行動する場合の外、締約國は、相互間に於て、又は事件發生の場合議定書に定むる一切の義務を受諾する國に對し、如何なる場合に於ても戦争に訴へざることに同意したのである。

規約又は議定書に定むる約束に違反して戦争に訴ふる國を侵略國とし、侵略國が何れの國であるかを決定することは、相互援助條約案の如く之を理事會に一任せず、一定の標準を定めて侵略國の推定を自動的に成立せしむることゝした。そして、聯盟理事會が侵略國を直に決定し難いときは、同理事會は交戦國に對して休戦を命じ、此の休戦の受諾を拒絶し又は其の條件に違反する交戦國を侵略國と看做すことゝして、相互援助條約案の缺陷を補ふた。

斯かる方法によりて決定せらるゝ侵略國に對して、聯盟理事會が制裁を適用すべきことを締約國に要求するときは、制裁適用の義務が即時に發生するとしたことは、聯盟國が結局各場合につきて制裁適用義務の發生如何を決定し得るとする規約の規定と比較して、數段の進歩を爲せるも

のであるといはねばならぬ。けれども、議定書の下に於て、各場合に於ける締約國の義務は、規約を支持する爲め、其の地理上の地位及其の軍備に關する特殊狀態の許す程度に於て侵略行爲に抵抗する爲め誠實且有効に協力せざるべからざることを意味するに過ぎないのであつて、締約國は各自其の義務を遂行する方法を決定する自由を有するから、議定書による一般安全の保障は、未だ充分確實であるとは云ひ難い。是に於て、保障を一層有力ならしむる爲め、締約國は相互援助に關する特殊なる協定を爲し得ることとした。

斯様にして、議定書によりて、紛争を平和的に解決する方法殆んど完成し、強固なる安全の保障も成立したから、規約第八條第一項に規定する世界的軍備縮小に關する問題を審議する時節到來せりとして、一九二五年五月一日迄に、少くとも、常任理事國の過半数即日本、英國、佛蘭西、伊太利四國中の三國並に其他の聯盟國五十一國中十國が議定書を批准すれば、同年六月十五日よりゼネヴァに於て軍備縮小會議を開き、聯盟國たると否とを問はず、一切の國を該會議に招請する筈であつた。

然るところ、議定書に對する反對が圖らずも英國より起つた。一九二四年十一月マクドナルド内閣に代れるポールドウイン内閣の外相チエンバーレンが、昨一九二五年春三月英國下院及び聯盟總會に臨みて公言したところによれば、「マクドナルド内閣は、相互援助條約上の保障は甚だ不

確實である。斯かる保障を頼りに各國をして軍備縮小を實行せしむることは困難であると主張したけれども、マクドナルドの指導の下に成立したゼネヴァ議定書も亦、安全保障並に軍備縮小に關して進歩の跡を認め難い。歐洲の政局を安定せしむる最善の策は、國際聯盟の下に幾多の特殊條約を結びて地方的安全の保障を設け、規約の足らざることを補ふにある。』といふのである。

此の理由に基いて、英國政府はゼネヴァ議定書の承認を拒んだ。實のところは、我國代表者の惡戰苦闘の結晶たる國內管轄事項に關する議定書第五條第三項及び第十條第二項に對する濠洲等英國自治領の大反對も、不承認の理由の一であるに相違ないけれども、英國外相の聲明は此點に觸るゝことを避けたのであつた。

昨秋九月、聯盟總會に於て英國外相は曰く、

世界の總ての地方に於ける平和の甚しく複雑なる事情及び關係を支配するに 千篇一律なる論理的計畫を以てすることは不可能事に屬する。……英國は一の具體の場合より始めて、他の具體の場合に漸進的に進みたい。……英國は過去に於て屢次戰場となつた重要な地方に於て、平和を確保することを最も有利であると思惟する。

所詮、英國外相の云ふところは、物には順序がある。一足飛びに、世界の安全を保障する條約を結ばんとするが如きは、謂はゆる出來ない相談であるから、之に進む階段の一として、先づ

「過去に於て屢次戰場となつた地方」即ちライン地方の安全を保障する特殊條約を結び、之を手本として他の重要な地方に關しても同種の條約を結び、國際聯盟は此等の條約を聯結整調して、世界の平和を確保すべきであるといふのである。此の安全保障を目的とする第一の特殊條約は謂はゆるロカルノ條約である。

五

惟ふに、巴里講和會議に於て、佛蘭西は獨逸の復讐を豫防し、自國の安全を擁護する爲めに多大の苦心をなした。未曾有の苛酷なる講和條件を提出したのは之が爲めであつた。一九二〇年九月白耳義と、次で翌年二月波蘭と同盟して、獨逸の侵略に對して相互に援助を約し、更に又自國の財政大に窮迫するにも拘はらず、今尙七十萬人の大陸軍を擁する所以も此に在るのである。然るどころ、佛蘭西は未だ此等の手段を以て足れりとせず、巴里講和會議に於て、英米兩國に對し、獨逸の侵略に對する防禦同盟條約の締結を強要し、國際聯盟内に於ては、何等特殊なる聯合や同盟の存在を許さぬと高調したウイルソンをして、自家の主張を裏切つて之に調印せざるを得ざるに至らしめた。此の一九一九年六月二十八日の佛米同盟條約は、ヴェルサイユ講和條約同様米國上院の協賛を得ずして不成立に終り、佛英同盟條約も之と運命を同ふしたが、爾來一九二二年まで、佛蘭西は、右の同盟條約に類似する條約を締結すべく、對英交渉を繼續したけれども、

遂に目的を達しなかつた。

其後安全保障問題は新しく且一層廣汎なる基礎の上に、即ち佛蘭西一國の問題として、はなかく、廣く聯盟國の安全の爲め、一般問題として専ら取扱はるゝことゝなつた。上述した相互援助條約案及びゼネヴァ議定書の如きは其の産物であつた。然るところ、ゼネヴァ議定書が英國の反對に會ふて不成立に終つた以上、英國は之に代はるべき或るものを佛蘭西に與へねばならぬ義理があり、且英國にして之を與へねば、佛蘭西の軍備縮小は實行の望がなく、延て英國が切望する歐洲の政治的經濟的安定を困難ならしむるから、英國としては、佛蘭西の爲めに安全保障問題を解決せねばならなかつた。

昨年二月、獨逸政府はライン地方の現状維持に關する提議を佛蘭西英國其他利害關係諸國へ申出たが、之は英國政府の懲憑の出でたものであると云はるる。此の提議は、獨逸を假想敵となし、其の侵略に對して佛蘭西の安全を保障する一九一九年六月の同盟條約を始め、其後佛蘭西と英國との間に交渉のあつたところのとは異なり、獨逸を締約國の一として、ライン地方に於ける安全の保障を目的とする條約を締結せんとするにあつた。前者の如く、世界戰爭前に於て平和の脅威となつた同盟對峙の勢を馴致する危険あるものとは全く性質を異にするのであつた。佛蘭西、英國、白耳義、伊太利、波蘭、チエコ・スロヴァキア六國之に應じて、昨年十月五日獨逸

と合せて七國の代表者が瑞西ロカルノに會合し、同月十六日ロカルノ條約に假調印し、十二月一日倫敦に於て正式調印の手續を了つた。

ロカルノ條約は(一)ロカルノ會議最終議定書と之に附屬する(A)佛獨並に白獨國境の不可侵に關する佛蘭西、白耳義、獨逸、英國、伊太利五國間の條約謂はゆるライン條約(B)白耳義、獨逸間の仲裁裁判條約(C)佛蘭西、獨逸間の仲裁裁判條約(D)波蘭、獨逸間の仲裁裁判條約(E)チエコ・スロヴァキア、獨逸間の仲裁裁判條約(F)佛蘭西、波蘭間の協定(G)佛蘭西、チエコ・スロヴァキア間の協定より成立し、其中で最も重要なライン條約の要領は左の如くである。

(イ)締約國は、一九一九年六月二十八日のヴェルサイユ講和條約によりて定まれる佛獨並に白獨間の國境より生ずる領土の現状維持及び國境の不可侵、並に武裝解除地帯に關する該條約第四十二條及第四十三條の規定の遵守を、各自並に共同に保障す。

(ロ)佛獨並に白獨は相互に攻撃又は侵入を爲さず、又如何なる場合に於ても戰爭に訴へざることを約す。

(ハ)佛獨並に白獨は相互の間に生ずる紛争にして通常の外交手段によりて解決することを得ざるものは、其の性質の如何を問はず、之を平和的方法によりて解決すべきことを約す。

(B)と(C)並に(D)と(E)とは内容全く同じく、且前者と後者とは其の内容大體に於て同一であつて、

要するに締約國は通常の外交手段によりて解決することを得ざる紛争は、之を仲裁裁判所、常設國際司法裁判所、常設調停委員會又は聯盟理事會の一に付託して平和的解決を圖るべきことを約し、(F G)により佛蘭西波蘭並に佛蘭西チエコ・スロヴァキアは、獨逸がロカルノに於て此等諸國と締結した條約に違反して戦争に訴ふる場合に、相互に、直に援助を與ふべきことを約した。

世界戦争後佛蘭西の畏るゝところは、獨逸がアルサス・ローレン二洲を奪還し、世界戦争前の國境を西方に於て回復するの一事にある。上述の如く、佛蘭西が戦後來るべき對獨戦争に備へ、佛蘭西全權が、華府會議に於て、獨逸が精神的武装解除を爲さざる限り、佛蘭西は陸軍縮小を實行し難いと聲明せるは、大に所以あることである。然るに、今や獨逸はライン條約を以て、ヴェルサイユ講和條約によりて定まれる獨逸の西部國境を承認して、アルサス・ローレン二洲回復の希望を抛棄し、精神的武装解除を行ふた。そして、之に關して英國及伊太利の保障があるのであるから、佛蘭西としては、未だ充分なる安全を得たとは考へぬやうであるけれども、軍備縮小問題を議することに、少くとも正面より反對することを得ないやうな立場に立つことになつた。是に於て、ロカルノ會議最終議定書の末尾に於て、佛蘭西代表者は、英國、白耳義、獨逸、伊太利、波蘭、チエコ・スロヴァキア六國代表者と共に、左の如く宣言した。

本會議に出席せる各國政府の代表者は、此等條約の實施は各國間に大に精神的融和を齎らす

べきこと、此の精神的融和は各國の利害並に感情と一致する多くの政治的經濟的問題の解決を容易にすべきこと、歐洲の平和と安全とを鞏固にし規約第八條に規定する軍備縮小の實行を促進するの效あること、を確信を以て宣言す。

各國代表者は軍備縮小に關して國際聯盟が既に着手する事業に誠意を以て協力し、一般的協調によりて其の實現を企圖すべきことを約す。

是より先き、昨年九月第六回聯盟總會は「規約第八條に基き、第三回聯盟總會決議第十四項に豫見する如く、一般的安全の見地よりして満足なる條件が確保せらるゝときは、軍備の一般的縮小及制限の實現を目的とする會議の開催の爲め準備的研究を爲さんこと」を聯盟理事會に要望する決議をなしたが、ロカルノ條約の締結により、歐洲が多少安定し、軍備縮小會議の開催に適するやうになつたとして、今次の軍備縮小會議準備委員會の開會を見ることになつたのである。

六

軍備縮小會議準備委員會は、去る五月十七日よりゼネヴァに於て開かれたが、該準備委員會に参加せる國は、日本、英國、佛蘭西、伊太利、白耳義、ブラジル、西班牙、瑞典、チエコ・スロヴァキア、及びウルガイの理事國十箇國と、米國、獨逸、波蘭、和蘭、羅馬尼、南斯拉ヴ國、フィンランド、勃牙利、チリー、アルゼンチンの十箇國合計二十箇國であつて、露西亞は開會地の

瑞西との間に懸案となつてゐる一九二三年のゾロツスキー暗殺事件の故を以て出席を肯せなかつた。準備委員會は聯盟理事會が提出した七箇條の諮問事件(註三)に就いて審議したが、最近發表せられた報告によれば、具體的には何等決定するところなく、諮問事項の全部を二つの分科會の審議に附することゝして、五月二十六日に至り一時休會した。いづれ、分科會の報告を俟つて、再び準備委員會が開かるゝ手筈であらうが、議題が決定せられて軍備縮小會議の開催があるのは果して何日のことか、今のところ見込が立たぬ。

幸にして軍備縮小會議が開かれ、其の結果世界的軍備縮小が實行せらるゝことある場合には、國際聯盟は其の一大使命を果し、世界人類の福祉の爲めに大に慶賀すべき次第であること云はねばならぬ。然らば、軍備縮小會議は果して開かれるであらうか。開かるゝとしても、我々は之に對して多大の期待を爲し得るであらうか。右記諮問事項に關する批評は之を軍事専門家に譲り、私は二三の主要なる點に就いて、左に管見を述べる。

第三回聯盟總會は、軍備縮小は一般的即ち世界的であらねばならぬ、そして、之と共に一般的安全保障條約が設けられねばならぬといふ決議をなし、相互援助條約案とか、ゼネヴァ議定書とかは、此の決議の精神に遵據して作られたことは既に述べた通りである。然るところ、一般的安全保障條約の締結の如きは現在の國際事情の下には望み難いから、國際聯盟の下に、平和に對する

脅威多き地方に關してそれ〴〵安全保障條約を結び、此等地方的安全保障の環を集めて、一般的安全保障の鎖を作るべきことは、英國外相チエンバーレンがゼネヴァ議定書を棄り去る理由としたところであつた。外相の云ふところは一理あることである。歐洲に於ける被侵略國の爲めに我國が援助義務を負擔するとか、又は歐洲諸國が亞細亞に於ける侵略國に對する兵力的制裁の適用を求めらるゝ如きは、實行難の伴ひ易ひことであるから、第三回聯盟總會の決議第十四項に云ふが如く、此種の義務は原則として世界の同一地方に存在する諸國の間に於て負擔することゝし、廣くとも大陸を同ふする諸國の間に於て、然らずんば、外相の云ふ如く平和に對する脅威多き地方に利害關係を有する諸國間に於て、それ〴〵安全保障條約を結ぶことが策の得たるものであらう。果して然らば、今や一般的軍備縮小を行はんとするに方りて、一般的安全保障はなくとも、少くとも世界全體に亘りて、幾多地方的安全保障の設けがあるかといふに、現存するものは、纔かにライン地方即ち獨逸の西部國境地方の安全に關する一ロカルノ條約あるのみである。

抑も、獨逸は、昨年春、佛蘭西に對してライン地方の現狀維持に關する提議を爲した際、ヴェルサイユ講和條約に定むる獨逸の東部國境地方の現狀維持の尊重を約することを避けて、規約第十九條により、他日獨逸に有利に現狀を打破する權利を留保する旨を公言したやうな次第である。從て、佛蘭西は同地方に在る同盟國の爲めに不安を感じ、英國に對して獨逸の東部國境地方

に關する安全保障も同時に求めたけれども、英國は遠く東歐地方の安全までも保障し、重き義務を負擔することを好まなかつたから、佛蘭西は、波蘭とロカルノ條約の一部たる上掲(D條約、チエコ・スロヴァキアと上掲(G)條約を締結するを以て満足せねばならなかつた。

今日のところ、歐洲中平和に對する脅威の最も大なる地方であるとは云へ、兎に角其の一局部たるに過ぎぬライン地方の安全に關するロカルノ條約あるのみである。歐洲の他の重要な地方に關し、即ち東歐地方やバルカン地方に關しては、未だ安全の保障はないのである。若し安全保障が軍備縮小の必要條件であるすれば、軍備縮小會議を開くに先ちて、ロカルノ條約の外に第二第三……のロカルノ條約の存在がなければならぬ筈である。況んや歐洲の大陸軍國たる露西亞は、一九二二年十二月隣接諸國を招請してモスコフに軍備縮小會議を開催し、表面上軍備縮小に熱心のやうであるけれども、上述の如く些細なることを理由として準備委員會に参加せざる以上、軍備縮小會議にも出席を拒むであらう。露西亞にして軍備を縮小せねば、東歐諸國は對抗上軍備縮小の餘地があるまい。然るところ、歐洲全部は相關的關係を有し、一朝東歐地方にして大に亂れんか、直に西歐地方に深甚なる影響を及ぼすであらうから、東歐諸國にして軍備縮小を難しとするならば、自ら西歐諸國に對しても軍備縮小を望み難いであらう。

傳ふるところによれば、我が政府の軍備縮小會議に對する方針の重要な部分は、

(一) 軍備縮小は原則として一般的であらねばならぬ。

(二) 軍備縮小は一般的であらねばならぬが、縮小の方法は地方的に、周圍の狀況に應じて決しなければならぬ。

(三) 軍備縮小は安全保障條約其他平和條約の存在を前提とせねばならぬ。

の三點にあるさうであるが、要するに第三回聯盟總會決議第十四項と同一趣旨である。我が政府にして右の方針を改めざる以上、ロカルノ條約以外に安全保障條約なき今日、我が政府は定めし軍備縮小に不賛成であらう。世界的軍備縮小の實現は容易の業でないやうである。

佛蘭西と獨逸との間にロカルノ條約はあつても、佛蘭西が未だ對獨關係に於て全然不安の念を去ることが出來ず、軍備縮小に彼是れ文句を附けんとするには、尙他に理由があるのである。蓋し、前述の如く、ヴェルサイユ講和條約を始め、世界戦争後の講和條約により獨逸等四國に命じた軍備縮小は、聯合國たる英國、佛蘭西、伊太利其他諸國の軍備縮小の前提である以上、來るべき軍備縮小は、大體に於て獨逸等四國の現在の軍備を標準とし（獨逸等四國の軍備は規約第八條第一項の精神に鑑みて縮小せられたのであらう）、佛蘭西は、獨逸と大差なき程度まで其の陸軍の勢力を縮小せねばならぬ筈である。

然るところ、佛蘭西は、現在の人口四千萬に過ぎぬ上に、年々の人口増加は甚だしく、

一九二〇^年 一五九、七九〇^人

一九二一^年 一一七、〇二三^人

一九二二 七〇、五七九

一九二三 九四、八七一

に過ぎぬに反し、獨逸に於ては、其の人口佛蘭西よりも約二千萬多く、且ヅエルサイユ講和條約によりて歐洲に於ける領土の一五%を失ひたる結果等の爲め、年々増加する人口數は世界戰爭前程には多くないけれども、尙

一九二〇^年 六六六、三五八^人

一九二一^年 七〇〇、二四八^人

一九二二 五一九、六一七

一九二三 四三三、九六一

の増加を見るから、一朝事あるとき、佛蘭西が動員し得る壯丁の數は、獨逸のソレに比べて遙かに少ないのである。加ふるに世界戰爭後に於ても、獨逸工業の進歩は依然として盛であつて、佛蘭西は謂はゆる無形的軍備即ち戰時に發動すべき戰鬥力を構成する經濟的要素に關して、遠く獨逸に及ばぬ有様であるから、若し佛蘭西にして謂はゆる有形的軍備即平時に於ける兵力に關して、大體獨逸のソレに近き程度迄縮小を行へば、佛蘭西は軍事上獨逸よりも劣勢となりて、其の將來は憂慮に堪えざるものがあるであらう。佛蘭西の代表者が、準備委員會に於て、一國の有すべき軍備を決定するに方り、有形的軍備即ち平時に於ける兵力のみならず、無形的軍備も亦計算中に加へねばならぬと主張したのは一應理由のあることである。結局、委員會は、軍備縮小は平

時に於ける兵力を基礎として行はねばならぬけれども、無形的軍備も亦考慮せねばならぬと決定したさうであるが、此の報道にして誤なしとすれば、性質上數字的に計算し難い無形的軍備を斟酌考慮することは、恐らく軍備縮小實行上の一難關となるであらう。

眼を轉じて海軍の方面を觀るに、華府會議に於て、英國は人道上の要求を標榜して潜水艦の全廢少くとも其の大縮小を企圖したけれども、佛蘭西の強硬なる反對に會ふて目的を達することが出來ず、之に伴ふて一般補助艦の噸數制限に關する協定が成立しなかつたことは既に述べた通りである。最近英米等に於て潜水艦沈没の慘事が發生するや、非人道的なる戰鬥手段廢止の聲が再び英國に擧つた。潜水艦の廢止又は縮小は英國の海上に於ける勢力を關係的に強むる所以であるから、同國政府當局は或は再び之を軍備縮小會議に提議することがあるであらうけれども、佛蘭西は優勢なる英國海軍に對抗する必要上、華府會議に於けるが如く、強硬反對するであらう。そして、伊太利も亦、潜水艦を以て、同國の海岸及交通を保護する爲めに必要缺くべからざる武器として、佛蘭西側に立つて其の維持に努めるであらう。要するに、陸軍に關しては、佛蘭西は白耳義、波蘭、チエコ・スロヴァキアと共に、對獨關係上容易に其の大縮小に應じないであらうし、海軍縮小に關しても亦、伊太利によりて支持せらるゝ佛蘭西は、英國と利害の大に相容れざるものがある。軍備縮小難の叫ばれる、所以である。

軍備縮小會議が突破せねばならぬ他の難關は、佛蘭西が地方的安全保障の外に、又もや一般的安全保障を要求することである。被侵略國は、規約第十六條による聯盟國の確實且迅速なる援助を頼むことが出来ぬから、此の缺陷を補はんが爲めに、相互援助條約案やゼネヴァ議定書が生れ出でんとし、一轉してロカルノ條約による地方的安全保障が之に代つたのである。然るに、佛蘭西は白耳義と共に、準備委員會に於て、規約第十六條の相互援助の規定を一層確實にし、聯盟國の行動をより迅速ならしめんことを目的として、同條の改正案を提議したさうであるが、此の要求は、相互援助條約案やゼネヴァ議定書に還らんとするものである。獨逸の侵略の惡夢に依然として魘されつゝある佛蘭西としては、一應無理もないことであるけれども、自國の安全と離るべからざる關係あるライン地方以外に關しては、援助の義務を負擔することを欲せざる英國が第一に反對すべきことは、火を賭るよりも明である。

華府會議に於ては、米國が思切つた海軍大縮小案を立て、海上王たる英國の賛同を得た上で、之を我國を始め佛蘭西及び伊太利に強ひたから、一般世人の期待を裏切つて、或る程度の成功を收め得たのである。然るところ、來るべき軍備縮小會議に於ては、華府會議に於ける米國や英國の役割を勤むる國がなく、そして、佛蘭西や伊太利の如き甚だ不熱心なる國がある以上——もつとも、佛蘭西は其の大財政難の壓迫の下に、其の軍備縮小に對する態度を緩和せざるを得ざるに

至ることあるやも計り難い——軍備縮小問題の前途は樂觀を許さない。

(註三) 諸問事項の要領左の如し。

第一 軍備とは何ぞや。(イ)戦時に於て一國の勢力の基礎となるべき軍事的經濟的地理的諸要素の定義。(ロ)平時に於ける一國の軍備を構成する諸要素の定義及其の特性。

第二 (イ)一國の弱極の戦闘能力を制限することは實行可能なりや。又軍備縮小の方法は平時の武力にのみ限るべきや。(ロ)軍備縮小及び制限とは何ぞや。

第三 如何なる標準によりて一國の軍備と他國の軍備とを比較計量し得るや。

第四 攻撃的軍備と防禦的軍備なるものが區別的に存在し得るや。

第五 (イ)特に左の事項を考慮して各國に許容する軍備の範圍を如何なる原則の上に決定し得るや。人口、資源、地理的地位、海上交通線の長さ及狀態、鐵道の密度及特性、國境及國境附近の重要なる中心地の危險性、平時の軍備を戦時の軍備に轉換するに要する時間、他國より攻撃を受くる場合一國が規約又は別箇の約束に依りて受けることを得る安全の程度。(ロ)規約第十六條に規定する經濟上及軍事上の相互援助が攻撃行爲の行はるゝや否や迅速に實行せらるべきことを確保するため可能なる手段を検討することによりて軍備縮小が促進せられ得るや。

第六 (イ)軍備縮小の目的の爲めに軍用航空機と民間航空機とを區別し得る何等かの方法ありや。區別不可能なりとせば一國の空軍の勢力の測定上如何にして民間航空機の價值を加算し得るや。(ロ)上記の結論を航空機用の各部及航空機用エンジンに適用することは可能なりや。又望ましきことなりや。(ハ)一國海軍力の測定に方り商船に軍事的價值を與ふことは可能なりや。

第七 軍備縮小は安全保障に據るとせば如何なる程度まで地方的安全保障によりて軍備縮小が可能となるや。軍備縮小の如何なる計畫も一般的ならざる限り實行不可能なりや。若し地方的軍備縮小が實行可能なりとせば之に依りて一般的軍備縮小を促進し若くは之に導き得べきや。